

この資料は令和6年度版の「受検の手引」からの抜粋です。令和7年度版の「受検の手引」は6月下旬に公表予定です。

2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 令和6年度中における年齢が17歳以上の者で、受検資格区分（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）のいずれかに該当していることが必要になります。

(2) 受検申請書類（**A票**、**C票**、**D票**）及び必要な証明書類等を提出してください。
※申込みに必要な書類に不足があると受検できません。

(3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、7～14ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、39ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。

(5) 再受検申込者は17ページを参照してください。

ご注意

受検資格のない方および書類不備等で、第一次検定の受検資格のみ満たす場合は、「第一次検定のみ」に検定区分を変更します。（「第二次検定」は受検できません）
なお、検定区分の変更については、事前に文書にて通知します。

区分	学 歴	造園施工管理に関する必要な実務経験年数		申 込 み に 必 要 な 書 類	
		指 定 学 科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	卒業証明書（16ページ参照） ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等（原本のみ）が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です （記載が無い場合は別途証明書が必要） ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A 票 ・19～21ページ参照 ② C 票 ・23～24ページ参照 ・証明用写真を貼付（15ページ参照） ③ D 票 ・22ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付（15ページ参照） ④ 住民票 ・15ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他（学歴を問わず）	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による1級又は2級「造園」技能検定合格者	4 年 以 上 の 実 務 経 験 年 数 ただし、1級「造園」の資格を取得した者、又は、平成15年度までに2級「造園」の資格を取得していた者は、実務経験年数の記載は不要です。		1級又は2級「造園」技能検定に合格したことを証する書類(写) (卒業証明書は必要ありません)	

*1、*2 16ページ参照